

# 市川Weekdayオープンバドミントン大会規程〔W-OP〕

## 1 目的

休日よりも平日に参加しやすい女性の愛好者を中心に、県内に限定せず、都内及び近県からの参加も募り、より広い地域の選手との交流を深め技術の向上を図る。

## 2 主催主管

市川市バドミントン協会

## 3 日程場所

毎年1月最終週の火曜、水曜、金曜の9時～5時、市川市塩浜市民体育館を恒例とする。

## 4 種目

3Dによる女子団体戦（ランキング制による）

## 5 参加資格

個々の選手については条件なし。チーム編成には下記条件有り。

## 6 チーム編成について

- (1) 3ダブルス(重複不可)エントリーで6名以上11人まで。当日の追加変更は不可。
- (2) 正式に所属するクラブ員で全員を構成すること。  
また、チーム名はクラブ名とし、複数ある場合はABC…を付記する。
- (3) 正式に所属するクラブ員とは、そのクラブの部員として、当該都道府県または郡市の協会(連盟)に、有料の登録手続を済ませてあること。

## 7 試合方法

### (1) 部の構成

ランキング上位から5チームずつで部を構成し、部ごとにリーグ戦とする  
第1日目は1部～5部、第2日目は6部～10部、第3日目は11部～15部とする。  
3チームリーグの場合、試合数確保のために臨時措置を取ることができる

### (2) 欠場チームの扱い

(再登録=欠場しても次回大会の出場権を確保すること、の申請)

申込書を利用し、再登録の申請をすることができる。

(再登録の申請をしたチームの扱い)

- ・1～4部のチームの場合は、新ランキング26、27……とする。
- ・5～9部のチームの場合は、新ランキング51、52……とする。
- ・10部～のチームの場合は、待機チーム末位とする。
- ・いずれも複数ある場合は、元ランキング順とする。

(完全抹消)

- ・欠場届=再登録の申請がないチームは完全抹消とする。
- ・チームを2回連続欠場させたクラブは、同一チームの場合はそのチームを、異なるチームの場合はいずれかのチームを抹消させる

## 8 大会終了後の新ランキングの決定方法

- ①参加チームは、大会日ごとに、優勝チームは直上の部の最下位チームと入れ替え  
た上で、成績順に仮ランキングをつける。ただし、上位部が5チームに欠けてい  
る場合は下位部の優勝チームが昇格するだけとなる。
- ②第1日目・第2日目の欠場チーム分による空ランキングをそれぞれ第2日目・第  
3日目から必要数繰り上げる。
- ③「再登録の申請」チームをその新ランキングの位置に差し込み、以下のランキン  
グを繰り下げる。
- ④以上の作業によりついた序列を、新ランキングとする。
- ⑤新ランキング76以降は待機チームとして登録される。

## 9 新規チーム

申し出受け付け順に、最下ランキングをつけ、76以降は待機チームとなる。

## 10 当日人数不足発生の場合について

- ①1人だけの不足は正式チームとして認める。(チーム対戦ごと)  
2人以上不足の場合はチーム不成立とする。以後の試合は2Dのオープン試合を  
実施するが、記録は全対戦完封負けとする。
- ②不足の発生後速やかに本部に連絡し、本部は対戦する(した)全チームの代表者に  
周知する。
- ③オーダー上は、第3ダブルスに「オープン」と明記し、オープン試合の実施につい  
ては、対戦チームの意思に委ねる。代理選手については制限をつけない。  
また、記録上は 0-2 (0-21,0-21) 負けとする。
- ④両チームとも人数不足の場合、第3ダブルスの記録については、両ペアとも  
0-2 (0-21,0-21) 負けとする。
- ⑤一旦人数不足で第3ダブルスをオープンペアとした場合、以後の対戦で人数が揃っても  
引き続き第3ダブルスをオープンとしなければならない。
- ⑥2大会連続人数不足発生チームについては、本部は大会後に対応策を検討する。

## 11 審判

当事者審判。

## 12 ポイント

- ①4試合行うリーグ……21点+21点+15点、延長なし。(通常の場合)
- ②3試合行うリーグ……21点3ゲーム延長最大25点。(4チームの場合)
- ③5試合行うリーグ……18点+18点+11点、延長なし。(6チームの場合)

## 13 その他

複数チームを持つクラブの場合、クラブ名にA,B,C…を付加するが、  
試合結果によるその付け替えについては、クラブの自由とする。

## 14 参加費

各回の大会要項において定める。

## 15 制定日・最終改定日

平成20年9月8日 制定

平成31年1月8日 一部改正(12ポイント③に、6チームリーグのポイントを追加)

令和2年1月22日一部改正(7(3)②)

令和4年11月コロナ臨時規程として(2),(3)を変更

令和4年1月29日一部改正(10⑤を挿入)

令和6年1月21日一部改正(4項,7項,10項)、4項7項は第16回から、10項は第17回から適用する。